

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1121 212 1457 289">平成27年4月1日施行 令和7年4月1日変更</p> <p data-bbox="685 716 884 814">定款</p> <p data-bbox="483 1434 1086 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 212 2852 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="2080 716 2279 814">定款</p> <p data-bbox="1878 1434 2481 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年5月1日変更
 令和2年7月8日変更
 令和3年2月1日変更
 令和3年4月16日変更
 令和4年2月1日変更
 令和4年4月1日変更
 令和5年4月3日変更
 令和6年4月1日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
 平成28年4月1日変更
 平成29年3月31日変更
 平成30年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和2年2月1日変更
 令和2年5月1日変更
 令和2年7月8日変更
 令和3年2月1日変更
 令和3年4月16日変更
 令和4年2月1日変更
 令和4年4月1日変更
 令和5年4月3日変更
 令和6年4月1日変更
令和7年4月1日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(会員に対する制裁)</p> <p>第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針<u>その他本機関が定める規程</u>に違反したとき</p> <p>七 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(会員に対する制裁)</p> <p>第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針<u>その他本機関が定める規程等</u>に違反したとき</p> <p>七 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金)</p> <p>第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、<u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員</u>から、納付金を徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金)</p> <p>第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、<u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u>から、納付金を徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p>

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)

この定款は、令和8年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。